

茨木市議会議員(無所属)



あびこ浩子

ゆめ・みらい通信

連絡先：(自宅) 茨木市穂積台1 2-503穂積台グランドコーポ

Facebook：あびこ浩子 | WEBサイト：<http://www.hiroko-abiko.jp>



生活は通常にもどってきていますか？



みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

6月18日(月)の大阪北部地震から2週間が経ちました。先日も余震があり、なかなか安心して過ごす事が出来ません。いまだ避難所での生活を余儀なくされている方もおられ、屋根の補修を待っておられるお宅もたくさんあります。まだご自宅の片づけが終わられていない方もいらっしゃるかもしれません。お手伝いが必要な方はどうぞ、社協のボランティアセンターや相談窓口をご利用ください。裏面に「住まいに関する支援」について掲載しています。

地震に便乗した悪質な商法にご注意ください！

現在、茨木市内では、「屋根瓦がずれているのでブルーシートを張ってあげる」と言って、高額な屋根工事契約をさせられた。市内福祉施設に事業者がやってきて、「個人情報リストをくれたら、カセットコンロを配布してあげる」と言って利用者の情報を聞き出そうとした。「カセットコンロの配布」と言って訪問してきて、高額で売りつけようとした。すでにこういったトラブルが多く発生しています。

もし、義援金の勧誘などで不審な訪問や電話があっても、断りましょう。公的機関が個別に義援金を求めることは絶対にありません。屋根や住宅の修理工事などについては、必ず複数の業者に見積もり依頼をしてください。また、その場で契約をせまられてもすぐ決めないで、慎重に行いましょう。なお、契約後でも、クーリング・オフできる場合があります。

不安を感じたら、茨木市消費生活センター(624-1999)にすぐ相談してください。

漏水に対する水道料金得水道料金の軽減について

敷地内の水道管等(水道メーターから家屋内)が破損し漏水した方(軽減申請時において、漏水部分を指定給水装置工事事業者が修理したことを証明した軽減申請書が必要)検針による使用水量から、軽減適用基準に基づき算定した漏水量を軽減します。営業課TEL620-1691FAX623-1918

1(裏面あります)



罹災証明受付窓口案内

【あびこ浩子プロフィール】

- ◆玉櫛小・南中卒業/1980大阪府立千里高校卒業/1984関西大学文学部卒業/2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了/大学時代銭原キャンプ場でカウンセラーとして活動
- ◆1984高槻市立第7中学校教諭/1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職/2000沢池幼稚園PTA会長/2002穂積小PTA会長/2006茨木市PTA協議会会長/2004NPO法人Chacha-House代表理事/2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長/2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事/2011穂積地区自主防災会会長/2012穂積地区福祉委員会副委員長
- ◆2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選/2009・1選挙2期目当選/2013・1選挙3期目当選/2017・1選挙4期目当選
- ◆茨木市穂積台 在住

あびこ浩子連絡先

電話・FAX 072(655)8460 (留守時はメッセージをお願いいたします。)

Email: abiko-h@hcn.zaq.ne.jp

【自宅】茨木市穂積台12-503穂積台グランドコーポ

HP : <http://www.hiroko-abiko.jp>

FACEBOOKページ

「あびこ浩子(茨木市議会議員)」

「あびこ浩子 茨木ゆめ・みらい工房」

Twitter @abiko_h (あびこ浩子(茨木市議会議員))



お互いさまと思える茨木に！
生活者の視点を政治に！

罹災証明などの手続きについて

○地震により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を市が交付するものです。

○被害認定の区分には、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」があります。※調査の結果、「被害なし」となることもあります。

○「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」であれば、国等から災害見舞金などの様々な公的支援が受けられます。

○罹災証明書は、各種支援制度適用の判断資料や、申請時の必要資料となります。※今回の災害においては、多くの保険において、罹災証明書の提出を不要とされています。詳細は、ご加入の保険会社等にお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・「住家」に被害を受けられた方 (※家屋の所有に関わらず、被災した時点でお住まいであった世帯の世帯主から申請をいただけます。)
- ・区分所有建物(マンション)の共用部分に被害を受けられた管理組合等

【申請方法】・住家の損傷が非常に深刻で、「半壊」以上の損傷と思われる方は、電話で調査依頼をしてください。依頼後、順次訪問調査を行い、発行準備ができた方から順次郵送します。

※現在、調査依頼が大変混みあっておりますので、発行までに一定の期間を要します。写真をお持ちいただくと、現地調査を行わずに、早期に罹災証明書を発行できます。

【申請窓口】7月2日(月)までは、市役所南館10階大会議室で、受付を行っています。(午前8時45分～午後8時) 上記以降の受付窓口については、決定しだい、お知らせします。(申請期限は未定ですが、当面の間は継続します。)

【問合せ先】資産税課 072-620-1615

地域保健福祉センター・こころのケアセンター

★「大阪府北部地震」茨木市地域保健福祉センター
災害に関する不安や健康上の心配等の総合相談窓口
《主な活動》避難所に暮らす被災者をはじめ、地域住民の震災に関する不安や健康上の心配等に対する継続的な支援、地域包括支援センターを拠点とした専門職による総合的な支援、全世代・千対応型相談支援体制(24時間)
《設置場所》各包括支援センター、市役所相談支援課

★「大阪府北部地震」茨木市こころのケアセンター
地震によって生じた心の問題についての相談窓口です。
《主な活動》保健師、精神保健福祉士、臨床心理士により地震によって生じた心の問題に関する相談、
《相談方法》電話相談・来所相談・訪問相談(避難所等も含む)
《相談時間》午前9時～午後5時(土日祝除く)
《専用ダイヤル》070-1443-9402
《設置場所》茨木市保健医療センター内保健相談室(茨木市健康福祉部保健医療課)

住家以外の動産等の損傷を証明【罹災届出証明書】	動産等を損傷し、証明を希望する方	被災者からの申請及び損傷の状況がわかる写真等の提出に基づき、罹災届出証明書を交付します。	資産税課 TEL620-1615 FAX626-4826
住まいに関する専門家による相談	罹災証明書をお持ちの方※現在は罹災証明書をお持ちの方に限定しています。	専門家による無料相談会を開催します。(事前予約制:1件30分)	相談会専用ダイヤル(居住政策課) TEL620-1663
被災者向け住まいの相談専門ダイヤル	地震で被害を受けた住宅の所有者等	損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や再建に関する相談、情報提供を無料で行います。	大阪府都市居住課TEL06-6944-7907

毎週火曜日・木曜日の朝、JR茨木駅西口下、水曜日の朝、南茨木駅、金曜日の朝、阪急茨木市駅東口南側にてご挨拶と週刊通信を配布させていただきます。お急ぎとは思いますが、お時間許せば手に取っていただけましたら幸いです。お声をかけていただけたらとても嬉しいです！

